

# 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針

## 骨子案 意見

全国女性シェルターネット 近藤恵子

1. 「基本方針」は、現に困難を抱える女性当事者の立場から書かれるべきである。

法律の第三条(基本理念)にある通り、～困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるように～多様な支援を包括的に提供する体制を整備する～ために「基本方針」が示される。

したがって、「基本方針」は困難な問題を抱える女性を主体とする、当事者の人権回復のための具体的実践的指針とすべきである。
2. 基本方針の文言について、「婦人」を「女性」に、「保護」を「支援」に書き換え、民間支援団体の活動を評価整理する。

○第1 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

1～7 婦人保護事業の現状(婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設)

については、新法の文言通り、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設と書き換え、女性支援事業の現状と課題をまとめる。また、女性支援の現状を整理するにあたって、民間支援団体の活動を評価整理することが必要である。
3. 困難な問題を抱える女性当事者の権利行使について記述する。

○第2 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

3 支援の基本的な考え方

「困難な問題を抱える女性当事者の権利」について章立てをし、当事者が主体となって回復支援の権利行使を実現する制度であることを明確にする。

法律第三条の一に規定されている ～その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援～ に、どうアクセスできるのか。必要な制度を活用するための手順についてわかりやすいフローチャートを明示し、必要な支援が求められない場合の対応や二次被害に対する対処、苦情処理の仕組みを整備する。
4. 支援主体を支援機関等と書き換える。

「支援主体」を「支援関係機関等」とする。(1)から(5)まで掲げられている機関・団体等が何をするとところなのか、何ができるところなのか、その機能・役割・責務を明らかにす

る。

(1) 女性相談支援センター

女性相談支援センターについては、法律第三章の女性相談支援センターによる支援等に規定されている事項のほか、女性相談支援センターが総合的包括的な女性支援の中核的専門機関としてのコーディネートセンター機能を果たす機関であることを明確にすることが必要である。

また、法律第九条の11では ～女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める～ こととなっている。女性相談支援センターのガイドラインには、

- ・ 困難な問題を抱える女性当事者が、いつでも、だれでも、どこからでも、無料で、支援先を自ら選択し、必要な支援を求めることができ、
- ・ 女性相談支援センターは、支援を求める女性当事者を決して追い返すようなことはせず、
- ・ 必ず、何らかの支援につなぐコーディネート機能をはたす

ことを冒頭で明示する。

(2) 女性相談支援員

法律の第十一条(女性相談支援員)の3にある通り、～その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。～ことから、期限の定めのない専門職員として採用配置する。

(3) 女性自立支援施設

中・長期の回復支援及び自立支援施設として、困難を抱える女性当事者が直接利用できる施設とする。当事者のニーズに応じて、必要とされる支援業務内容を明記する。

(4) 民間団体等

DV、性暴力、性虐待、若年女性、障がい女性、外国籍、LGBTQ、等々、民間支援団体には専門領域ごとに蓄積された支援実績がある。困難を抱える当事者女性は、必要な民間支援団体等に直接アクセスすることができ、その支援メニューを活用することができる。

また、法律第十三条(民間の団体との協働による支援)に明記されている相談その他の支援に関する業務は、女性相談支援センター、女性自立支援施設と同様に、対等な委託契約関係の下で行われなければならない。

5. 支援の内容は当事者の立場から組み立てる。

困難な問題を抱える当事者女性・子どもの側から、必要な支援内容を列挙する。

6. 略

## 7. 当事者のニーズに対応した柔軟な支援体制を構築する。

当事者にかかわるすべての関係機関が、対等な連携協力関係のもと、当事者を中心とする柔軟な支援体制を構築する。(当事者の必要に応じて、随時ひらかれるケースカンファレンスやワーキングチームの形成など)

## 8. 人材育成は官民協働で取り組むべき

「特定非営利活動法人全国女性シェルターネット」は、1998年開設以来、DV・性暴力被害者支援員の養成に取り組んできた。現在、「一般社団法人ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センター」(略称=エンパワーメントスクール)を設立し、DV・性暴力被害者支援の専門職養成事業を展開している。

また「特定非営利活動法人女性の安全と健康のための支援教育センター」は、2006年から、性暴力対応看護師(SANE)養成講座を2006年から開講し、すでに600名の修了者がいる。

法律十八条(人材の確保等)に定める、国・地方公共団体の人材確保、養成及び資質の向上に関する努力規定については、すでに先行している民間の人材育成養成事業の成果を尊重し、専門職員としての認定及び積極的採用を実現すべきである。

## 9. 基本方針の見直しをまたずに取り組むべきこと

法律の附則抄(検討)第二条では、公布後三年を目途として、権利擁護及び支援の質的評価の仕組構築を検討することとなっているが、三年を待たず、法律の施行とともに権利擁護と政策評価の仕組みを整備すべきである。